

山梨県公報

第二千二百八十四号

平成二十四年

十二月十日

月 曜 日

目次

道路の供用開始	七〇七
告示	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	七〇七
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	七〇七
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止	七〇八
換地処分の実施	七〇九
基本測量の実施	七〇九
公共測量の実施	七〇九

告示

山梨県告示第四百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	山保久那土線	西八代郡市川三郷町山保字小袋 一〇五〇番の一地先から 西八代郡市川三郷町山保字小袋 一〇三四番の一地先まで	二七・四	平成二十四年十二月十日

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十二月十日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十四年十二月三日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人マリッジコンサル協会 Kotobuki
- 代表者の氏名 橋本尚之
- 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市朝氣一丁目一番七号
- 定款に記載された目的

この法人は、結婚を希望する未婚者や再婚者に対して、結婚相手の紹介及び相談活動、結婚に関する各種イベントの開催、情報の提供などの結婚推進支援事業を行うとともに、年の差結婚に関する幅広い分野での調査研究及び教育活動を行い、年の差結婚に対する正しい知識と見識を広め、幸せな家庭づくりと豊かな人づくりを目標に、少子化対策及び活力ある地域づくりを図り、地域の人口増加に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年十二月三日から平成二十五年二月二日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十四年十二月十日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
アルファケア 西甲府介護施設	山梨県甲府市 富竹一丁目三	一九七〇一〇 三五七六	介護予防短期入所生活介護 短期入所生	平成二十四年 十月二十三日

設	初狩富士薬局	山梨県大月市 初狩町中初狩 百十番地二	一九四二四一 〇三二六	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 居宅療養管理指導(みなし)	平成二十四年 十一月一日
	やさしい手甲 府南事業所	山梨県甲府市 上今井町七百 六十番地NK Kビル二階	一九七〇二〇 三五八四	居宅介護支援	
	デイサービス きわみみのぶ ハウス	山梨県南巨摩 郡身延町帯金 八百三十三番 地一	一九七〇七〇 二二〇五	介護予防通所介護 通所介護	
	きずな福祉サ ービス	山梨県都留市 井倉三百三十 三番地二	一九七二一〇 〇三三四	居宅介護支援	
	デイサービス ひまわり	山梨県富士吉 田市下吉田二 丁目十番八号	一九七二二〇 〇五四六	通所介護	
	デイサービス 信玄西八幡	山梨県甲斐市 西八幡二千百 二十二番地	一九七二七〇 〇五五二	介護予防通所介護 通所介護	
	ほくと夢ボケ ットデイサー ビス互	山梨県北杜市 小淵沢町上笹 尾三千三百三 十二番地二千 五百六十	一九七一九〇 〇四五九	介護予防通所介護 通所介護	
あい里	山梨県上野原 市コモアしお	一九七二〇〇 〇二五九	介護予防福祉用具貸 与 特定介護予防福		

つ二丁目四十 一番一号	こもれびこど もクリニック 山梨県南アル プス市在家塚 六十七番地一	一九一六〇 〇六五六	介護予防居宅療養管 理指導(みなし) 介護予防通所リハビ リテーション(みな し) 介護予防訪問 リハビリテーション (みなし) 介護予 防訪問看護(みなし) 居宅療養管理指 導(みなし) 通所 リハビリテーション (みなし) 訪問リ ハビリテーション(みなし) 訪問看護	平成二十四年 十一月五日
指定居宅介護 支援事業所コ スモ・アピタ ーレ	山梨県甲府市 相生一丁目二 番三号	一九七〇一〇 三五九二	居宅介護支援	平成二十四年 十一月十日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指
定の一部の効力の停止
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項及び第百十五条の九第一
項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービ
ス事業者の指定の一部の効力を停止した。
平成二十四年十二月十日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十四年十一月二十二日
二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業者の名称	事業者の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
有限会社訪問介護えがお	甲府市城東三丁目十三番八号	訪問介護えがお 介護予防訪問介護事業所えがお	甲府市伊勢四丁目三十三番十号	訪問介護 介護予防訪問介護	一九七〇一〇一六八七

三 処分の内容及び期間

1 処分の内容

平成十六年九月一日付け山梨県指令峡中健第二千五百六号及び平成十八年三月二十九日付け山梨県指令峡中健第五千六百八十号の指定に係る事業所により行われる新規利用者へのサービス提供について指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。

2 期間

平成二十四年十二月一日から平成二十五年二月二十八日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（玉宮地区玉宮第二工区）の換地処分を平成二十四年十二月三日実施した。

平成二十四年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十四年十一月二十九日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年十二月十日

- 一 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成） 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 作業期間 平成二十四年十二月三日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 作業地域 南部町

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年十一月十五日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十四年十二月十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（新山梨環状道路・国道五十二号空中写真測量）
- 二 作業期間 平成二十四年十一月三日から平成二十五年三月二十九日まで
- 三 作業地域 甲府市、甲斐市及び笛吹市

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番